

* 損害賠償について

- ・利用者及びその関係者（関係業者、出展業者、来場者等の催事に関係する者をさす。以下同じ。）が施設、設備、備品等を毀損、汚損、滅失したときは、利用者にその損害を賠償していただきます。
- ・利用者及び関係者が第三者に損害を与えたときは、当施設は一切の責任を負わず、利用者にその損害を賠償していただきます。
- ・利用者が条例、規則、当規約、諸規則等に違反したことにより損害が発生したときは、利用者にその損害を賠償していただきます。

* 免責その 1

- ・当施設は、出展業者、装飾業者等下請け業者の行為も含め、利用期間中に発生した事故及び盗難について、原因の如何を問わず、一切の責任を負いません。
- ・自然災害、その他不可抗力、又は当施設の責に帰さない事由により生じた損害について、当施設はその責任を負いません。
- ・当施設の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、利用者が当施設に対し、その損害の賠償を請求した場合は、当施設は受領する「利用料金」の範囲内において賠償するものとします。ただし、利用者の損害の内、機会損失等の得べかりし利益に関しては、当施設はその損害の責任を負いません。

* 免責条項その 2

- ・施設利用に伴う人身事故及び物品の盗品・破損については、原則として当施設では一切の責任を負いません。また、天災地変、交通機関のストライキ等の不可抗力によって催物を実施できなくなった場合の損害についても、当施設ではその責任を負いません。
- ・当施設の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、利用者が当施設に対し、その損害の賠償を請求した場合は、当施設は受領する「使用料金」の範囲内において賠償するものといたします。ただし、利用者の損害の内、機会損失等の得べかりし利益に関しては、当施設はその損害の責を負いません